

悩みや疑問点共有

松江親族後見人が交流会

認知症などで判断能力が不十分な人に代わり財産管理や契約行為をする「親族後見人」の交流会が、松江市内であった。弁護士や社会福祉士ら専門家以外の担い手として期待されており、既に親族後見人を務める人や検討中の人ら4人が参加。制度の疑問点などを専門家にぶつけ、理解を深めた。

(片山皓平)



意見交換する参加者(手前2人)と松江市社会福祉協議会の職員ら。松江市千鳥町、市総合福祉センター

成年後見は旧禁治産に代わる制度として2000年にスタート。専門家が務める「専門職後見人」が主流だが、高齢化進展などで制度利用者の増加が見込まれ、新たな担い手の一つとして本人の親族が務める親族後見人が注目されている。

このため、松江市社会福祉協議会が21年夏から運営する市権利擁護推進センター(松江市千鳥町)が、親族後見人への支援内容やニーズ把握の狙いも込めて初の交流会を開いた。

法テラス島根法律事務所(同市南田町)の三村明弁護士が「悩む時は家庭裁判所に相談した方がいい」「詐欺を防ぐためにも後見制度を活用するべきだ」などと助言した。いつから制度を利用した方がいいかという質問には「本人の状況と財産管理の必要性から判断するべきだ」と答えた。

交流会は今後も開く予定。参加した親族後見人の男性(58)は「松江市東出雲町在住」は「交流する場はこれまでなかったため、悩みを相談できる場になることを期待している」と話した。

山陰中央新報 令和4年3月3日